

令和 7 年 5 月 26 日
石 川 県
金 沢 地 方 気 象 台

「令和 6 年能登半島地震」に伴う 土砂災害警戒情報の暫定基準見直しについて

石川県で土砂災害警戒情報の暫定基準を運用している一部の市町について、令和 7 年 5 月 29 日 13 時から暫定基準を変更または廃止します。

石川県と金沢地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準については、令和 6 年 1 月 1 日 16 時 10 分頃に発生した石川県能登地方の地震による地盤の緩みを考慮し、震度 6 弱以上を観測した 7 市町では通常基準の 7 割、震度 5 強を観測した 7 市町では通常基準の 8 割に引き下げた暫定基準を設けて運用してきました。

土砂災害警戒情報の暫定基準は、地震発生後の土砂災害発生状況及び降雨の状況等を勘案して、適切な見直しを行うこととしております。

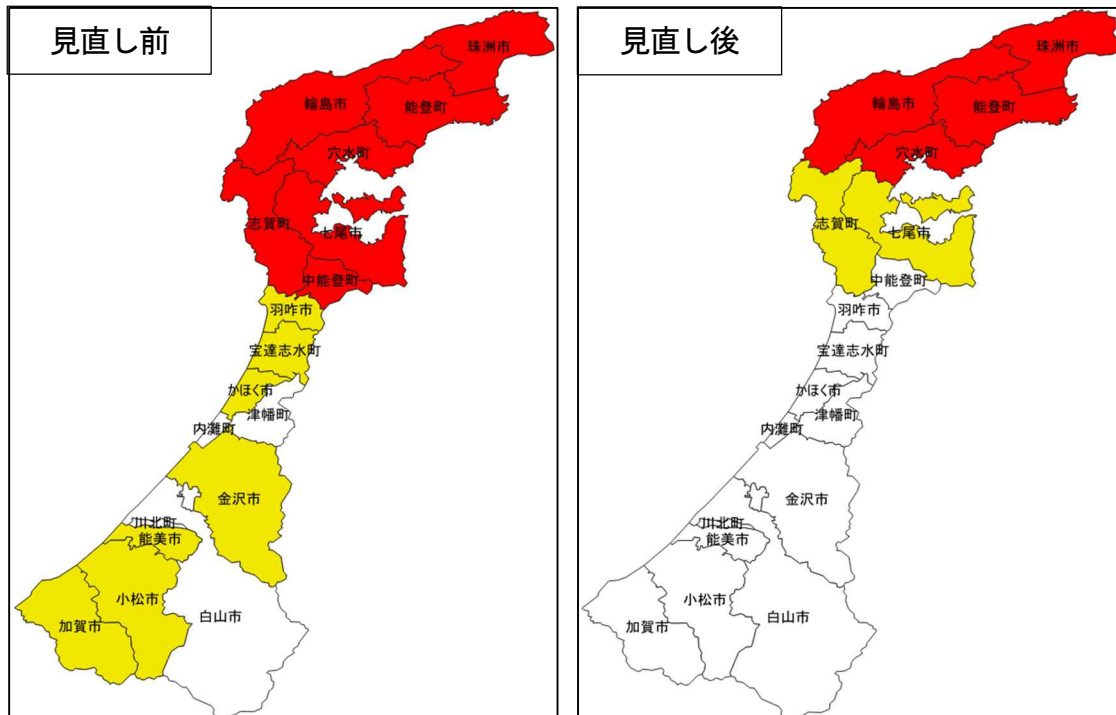
今般、これらを検討した結果、珠洲市、輪島市、能登町、穴水町をのぞく下記の市町について、土砂災害警戒情報の暫定基準を変更または廃止します。

記

- 1 暫定基準を変更または廃止する日時
令和 7 年 5 月 29 日 13 時
- 2 暫定基準を変更する市町
志賀町、七尾市
- 3 暫定基準を廃止する市町
中能登町、羽咋市、宝達志水町、かほく市、金沢市、能美市、小松市、加賀市

※見直し前後の暫定基準については別紙参照

問合せ先：金沢地方気象台 担当 池野・篠原
電話 076-260-1462
石川県 砂防課 担当 奥西・織田
電話 076-225-1751 FAX 076-225-1752



土砂災害警戒情報の基準を通常基準の7割で運用する市町
 土砂災害警戒情報の基準を通常基準の8割で運用する市町
 土砂災害警戒情報の基準を通常基準で運用する市町

土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)^{*}についても、暫定基準が反映されたものとなり、引き続き避難対象地域の絞込みに活用いただけます。今後も地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を見直します。

※ 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)は、大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で5段階に色分けして示す情報です。

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>